平成２２年（フ）第６７０号
金沢市泉野出町１丁目14番５号、従前の住所
金沢市横川３丁目322番地１
債務者　上野美智枝
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３８８号
長野県安曇野市穂高936番地５
債務者　平川　　剛
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１３号
長野県大町市大町5781番地12
債務者　杉本　浩二
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１６号
長野県安曇野市豊科5874番地　コーポ平林201
債務者　石森　通郎
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６９３号
岐阜市金園町６丁目２－８　メゾン流水202号、住民票上の住所岐阜市領下1937番地　パレス88―301号室
債務者　山下奈緒美
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７７０号
岐阜市鷺山1547番地４
債務者　東江　信幸
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７７７号
岐阜市古市場32番地１　黒野コーポ345号室
債務者　矢野　辰弥
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７８６号
岐阜市梅園町７番地２
債務者　堀　　智行
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７８７号
岐阜市梅園町７番地２
債務者　堀　喜代子（旧姓横山）
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９７号
岐阜県各務原市前渡東町８丁目44番地
債務者　田中　寿美
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８０２号
岐阜市近島１丁目８番８号
債務者　髙木　真一
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８３５号
兵庫県姫路市網干区新在家1320番地１市営網干新在家住宅223号
債務者　鍼・マッサージサロンミントこと　井上　博道
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４号
兵庫県加古川市志方町西中66番地の５
債務者　廣瀬　成彦
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１号
兵庫県姫路市白国１丁目13番12号
債務者　北村　冷子
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県姫路市豊富町甲丘３丁目1693番地16　アーバンコンフォート611
債務者　山田　史雄
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１９２７号
広島県東広島市河内町入野1464番地
債務者　香川　美和
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２２号
広島市南区似島町字大黄2403番地12　２号棟102
債務者　井上　和己
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部